

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第4項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	三菱UFJキャピタル株式会社 代表取締役社長 安藤 啓
【住所又は本店所在地】	東京都中央区日本橋1-7-17
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成26年12月24日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	マークラインズ株式会社
証券コード	3901
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	三菱UFJキャピタル株式会社
住所又は本店所在地	〒103-0027 東京都中央区日本橋1-7-17
事務上の連絡先及び担当者名	三菱UFJキャピタル株式会社 投資運用部 佐々木英明
電話番号	03-5205-8586

【訂正事項】

訂正される報告書名	大量保有報告書
訂正される報告書の報告義務発生日	平成26年12月16日
訂正箇所	<p>平成26年12月16日に提出しました大量保有報告書について、以下の通り訂正事項がありましたので、訂正報告書を提出いたします。</p> <p>訂正箇所：（6）当該株券等に関する担保契約等重要な契約 重要な契約を締結している株数に誤りがありましたので、下記の通り訂正します。</p> <p>訂正前 法第27条の23第3項本文の160,000株のうち140,000株については、株式会社SBI証券との間で、以下の内容の合意をしております。</p> <p>平成26年12月16日（当日を含む）から平成27年3月15日までの期間中、株式会社SBI証券の事前の書面による同意なしには売却等は行わないこと。但し、本件株式の売却価格が、募集・売出にかかる発行価格の1.5倍以上であって、株式会社SBI証券を通じて行う東京証券取引所における売却等は除く。</p> <p>訂正後 法第27条の23第3項本文の160,000株のうち144,000株については、株式会社SBI証券との間で、以下の内容の合意をしております。</p> <p>平成26年12月16日（当日を含む）から平成27年3月15日までの期間中、株式会社SBI証券の事前の書面による同意なしには売却等は行わないこと。但し、本件株式の売却価格が、募集・売出にかかる発行価格の1.5倍以上であって、株式会社SBI証券を通じて行う東京証券取引所における売却等は除く。</p>

（訂正前）

【表紙】

【氏名又は名称】

三菱UFJキャピタル株式会社

（訂正後）

【表紙】

【氏名又は名称】

三菱UFJキャピタル株式会社
代表取締役社長

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

法第27条の23第3項本文の160,000株のうち140,000株については、株式会社SBI証券との間で、以下の内容の合意をしております。

平成26年12月16日(当日を含む)から平成27年3月15日までの期間中、株式会社SBI証券の事前の書面による同意なしには売却等を行わないこと。但し、本件株式の売却価格が、募集・売出にかかる発行価格の1.5倍以上であって、株式会社SBI証券を通じて行う東京証券取引所における売却等は除く。

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

法第27条の23第3項本文の160,000株のうち144,000株については、株式会社SBI証券との間で、以下の内容の合意をしております。

平成26年12月16日(当日を含む)から平成27年3月15日までの期間中、株式会社SBI証券の事前の書面による同意なしには売却等を行わないこと。但し、本件株式の売却価格が、募集・売出にかかる発行価格の1.5倍以上であって、株式会社SBI証券を通じて行う東京証券取引所における売却等は除く。